(五)　初診日が平成二六年四月一日以後にある改正前共済各法による組合員等であった者に支給する障害厚生年金について、必要な読替えを定めることとした。（第六〇条関係）

(六)　改正前共済各法による組合員等であった者が施行日以後に死亡した場合にその者の遺族に支給する遺族厚生年金について、必要な読替えを定めることとした。（第六五条関係）

(七)　施行日前に改正前共済各法による退職共済年金の受給権を有していた者が、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した場合等における平成二四年一元化法附則第二一条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項を定めることとした。（第六六条関係）

(八)　平成二四年一元化法附則第二二条の規定により二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付の額の計算及びその支給停止に関する特例を設ける法律並びに当該給付の額の計算等に関する特例を定めることとした。（第六八条～第七五条関係）

(九)　平成二四年一元化法附則第三七条第一項等に規定する給付に関し、改正後厚生年金保険法等の規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第七八条関係）

(一〇)　平成二四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による退職共済年金の受給権者であって、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について、その者が当該被保険者の資格を喪失してから一月を経過する月の前月までの期間を、その者に支給する老齢厚生年金の額の計算の基礎としないことを定めることとした。（第七九条関係）

(一一)　厚生年金保険法の規定による脱退一時金について、必要な読替え等を定めることとした。（第一〇九条関係）

3　費用の負担に関する経過措置

(一)　改正前共済各法による年金たる給付等のうち、厚生年金保険法第二条の四第一項の規定の適用等において厚生年金保険の保険給付に要する費用等とみなす費用を定めることとした。（第一一〇条関係）

(二)　改正後厚生年金保険法第七九条の二に規定する実施機関積立金のうち、平成二四年一元化法附則第二七条に規定する平成二七年度の実施機関厚生年金保険事業費等を定めることとした。（第一一一条関係）

(三)　平成二七年度の給付に係る費用を賄うために実施機関が負担する拠出金及び交付金について、関係規定の適用に関し必要な読替えを定めることとした。（第一一四条～第一一六条関係）

4　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する経過措置

(一)　平成二四年一元化法附則第一二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二四年一元化法附則第一〇六条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二七年政令第三四二号）第九条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成一九年政令第三四七号）における厚生年金保険の保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に関し必要な読替えを定めることとした。（第一一七条及び第一一八条関係）

(二)　相手国期間を有する者であって改正前共済各法による退職共済年金等の受給権者であるものの配偶者に、平成二四年一元化法による改正前と同様に社会保障協定の特例による老齢基礎年金の振替加算等を支給するために必要な規定の整備を行うこととした。（第一二〇条～第一二三条関係）

5　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（政令第三四四号）（財務省）

1　積立金の管理及び運用

(一)　国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度の厚生年金保険給付又は退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金又は退職等年金給付積立金として整理しなければならないこととした。（国家公務員共済組合法施行令第九条関係）

(二)　財務大臣は、退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針を定めることができることとした。（国家公務員共済組合法施行令第九条の二関係）

(三)　厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の運用方法等を定めることとした。（国家公務員共済組合法施行令第九条の三、第九条の四及び附則第五条関係）

2　退職等年金給付

(一)　退職等年金給付の額の算定に必要な付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率を国家公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、国家公務員共済組合法に規定する事情のほか、地方退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通し等の事情を勘案する必要があることとした。（国家公務員共済組合法施行令第一三条、第一四条、第一六条及び第一七条関係）

(二)　公務障害年金及び公務遺族年金の最低保障額を算出する場合に国家公務員共済組合法に規定する一定額から控除すべき厚生年金相当額は、当該年金の受給権者が受ける権利を有する退職共済年金等の額から一定額を控除した金額であることとした。（国家公務員共済組合法施行令第二〇条関係）

(三)　組合員が禁錮以上の刑に処せられた場合等において、退職等年金給付のうち支給しないこととする金額を定めることとした。（国家公務員共済組合法施行令第二一条の二関係）

3　費用負担等

(一)　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合を国家公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすること等の事情を勘案する必要があることとした。（国家公務員共済組合法施行令第二四条関係）

(二)　国家公務員共済組合連合会が行う地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について、財政調整を行う範囲等を定めることとした。（国家公務員共済組合法施行令第二六条～第二八条及び附則第七条の五関係）

4　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令を廃止することとした。（第一五条関係）

5　財務大臣は、退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針について、この政令の施行の日前においても定めることができることとした。（附則第二条関係）

6　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。ただし、5の事項は、公布の日から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（政令第三四五号）（財務省）

1　退職共済年金等の経過措置

(一)　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）の施行の日（平成二七年一〇月一日）において、一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前国共済法による職域加算額を支給する場合における一元化法附則第三六条第一項、第三項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第六条～第一四条関係）

(二)　一元化法の施行の日前に給付事由が生じた年金である給付について、一元化法附則第三七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第一五条～第三〇条関係）